

政令第 号

地方財政法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の六から第五条の八まで、同条において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百七十七條第三項、第六百七十八條第二項及び第六百九十七條第一項第三号並びに地方財政法第五条の十一の規定に基づき、この政令を制定する。

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二号中「第四十六條各号」を「第四十一條各号」に改める。

第三十三條から第三十九條までを次のように改める。

（募集地方債証券等に関して定めなければならない事項）

第三十三條 法第五条の六に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 募集地方債証券等（法第五条の六に規定する募集地方債証券等をいう。以下この条において同じ。）

の発行の目的

- 二 募集地方債証券等の総額
- 三 各募集地方債証券等の金額
- 四 募集地方債証券等の利率
- 五 募集地方債証券等の償還の方法及び期限
- 六 利息支払の方法及び期限
- 七 地方債証券を発行するときは、その旨
- 八 地方債証券等（法第五条の五第二項に規定する地方債証券等をいう。以下同じ。）の債権者が法第五条の八において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 九 各募集地方債証券等の払込金額（各募集地方債証券等と引換えに払い込む金銭の額をいう。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法
- 十 募集地方債証券等と引換えにする金銭の払込みの期日

十一 募集地方債証券等の応募額が第二号の募集地方債証券等の総額に達しない場合において、その応募額をもつて当該募集地方債証券等の総額とするときは、その旨

十二 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。次条及び第四十条第一項において「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨

十三 法第五条の十の規定により共同して地方債証券等を発行するときは、その旨及び各地方公共団体の負担部分

十四 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

（地方債原簿の記載事項）

第三十四条 法第五条の七に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前条第四号から第八号まで及び第十三号に掲げる事項その他の地方債証券等の内容を特定するものとして総務省令で定める事項（次号及び第三十九条において「種類」という。）

二 種類ごとの地方債証券等の総額及び各地方債証券等の金額

三 各地方債証券等と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四 地方債証券等の債権者（無記名式の地方債証券及び社債等振替法の規定の適用を受けることとされた地方債（以下「振替地方債」という。）の債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所

五 前号の地方債証券等の債権者が各地方債証券等を取得した日

六 地方債証券を発行したときは、地方債証券の番号、発行の日、地方債証券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の地方債証券の数

七 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 振替地方債についての地方債原簿には、当該振替地方債について社債等振替法の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

（地方債証券等に関する技術的読替え）

第三十五条 法第五条の八の規定において地方公共団体が地方債証券等を発行する場合について会社法の規定を準用する場合には、これらの規定中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、「無記名社債」とあるのは「無記名式の地方債証券」と、「社債発行会社」とあるのは「発行団体」と、「代表者」とあるのは「長」と、「社債券」とあるのは「地方債証券」と、これらの規定（同法第六百七十七条第一項の規定を

除く。) 中「募集社債」とあるのは「募集地方債証券等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六百七十七条第一項	前条の募集社債	地方財政法第五条の六の募集地方債証券等（同条に規定する募集地方債証券等をいう。以下同じ。）
第六百七十七条第一項第一号	商号	名称
第六百七十七条第一項第二号	前条各号に掲げる	地方財政法第五条の六に規定する政令で定める
第六百七十七条第二項	前条の	地方財政法第五条の六の
第六百七十七条第二項第三号	会社が前条第九号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額	前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

第六百七十七条第三項		第六百七十九條
電磁的方法	規定は、会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他	適用しない
電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）	規定は、	適用しない。地方債証券等の募集の委託を受けた者が契約によりその募集地方債証券等の一部の引受けを自ら行う

第六百八十二条第一項								
第六百八十条第二号								
第六百八十条								
社債権者								
前条								
総額								
社債権者（								
社債権者を								
当該社債権者								
社債原簿に								
記録された社債原簿記載事項								
当該社債原簿記載事項								
場合において、その一部についても、同様とする								
債権者								
前条前段又は後段								
総額又はその一部								
地方債証券等の債権者（								
債権者を								
当該地方債証券等の債権者								
地方債原簿に								
記録された地方債原簿記載事項（地方								
財政法第五条の七に規定する政令で定								
める事項をいう。以下同じ。）								
当該地方債原簿記載事項								

電磁的記録						
電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によつては認識するこ とができない方式で作られる記録で あつて、電子計算機による情報処理の 用に供されるものとして総務省令で定 めるものをいう。以下同じ。）						
第六百八十三条						
社債原簿管理人 地方債原簿管理人						
社債原簿の 地方債原簿の						
社債原簿に 地方債原簿に						
第六百八十四条第一項						
社債原簿を 地方債原簿を						
本店 主たる事務所						
社債原簿管理人 地方債原簿管理人						
第六百八十五条第一項						
社債権者 地方債証券等の債権者						

第六百八十五条第三項	社債原簿			地方債原簿		
	社債権者			地方債証券等の債権者		
	社債原簿			地方債原簿		
	社債権者			債権者		
第六百九十条第一項	社債原簿記載事項			地方債原簿記載事項		
	社債原簿に			地方債原簿に		
	社債原簿記載事項			地方債原簿記載事項		
	社債原簿に			地方債原簿に		
第六百九十一条第一項	社債原簿記載事項			地方債原簿記載事項		
	社債原簿に			地方債原簿に		
	社債原簿記載事項			地方債原簿記載事項		
	社債原簿に			地方債原簿に		
第六百九十一条第二項	社債権者			債権者		
	社債原簿			地方債原簿		
	社債原簿			地方債原簿		
	社債原簿			地方債原簿		
第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項、第六百九十五条第一項及び第六百九十五	社債原簿			地方債原簿		
	社債原簿			地方債原簿		
	社債原簿			地方債原簿		
	社債原簿			地方債原簿		

五条の二第一項		
第六百九十五条の二第二項	第六百八十一条第四号の社債権者	地方債証券等の債権者（無記名式の地方債証券の債権者を除く。）
第六百九十五条の二第三項	社債原簿に	地方債原簿に
	社債原簿記載事項」とあるのは「記録された社債原簿記載事項（当該社債権者	地方債原簿記載事項（地方財政法第五条の七に規定する政令で定める事項をいう。以下同じ。）」とあるのは「記録された地方債原簿記載事項（地方財政法第五条の七に規定する政令で定める事項をいう。以下同じ。）（当該地方債証券等の債権者
	社債原簿記載事項」とあるの	地方債原簿記載事項」とあるのは「地

第六百九十七条第一項第一号		は「社債原簿記載事項（当該社債権者		方債原簿記載事項（当該地方債証券等の債権者	
第六百九十八条		社債権者		債権者	
第七百三条		第六百七十六条第七号		地方財政法施行令第三十三条第八号	
第七百五条第一項及び第二項		社債管理者		地方債証券等の管理の委託を受ける者	
第七百八条		社債権者		地方債証券等の債権者	
		社債管理者又は前条の特別代理人		地方債証券等の管理の委託を受けた者	
第七百九条第一項		社債権者		地方債証券等の債権者	
		社債管理者		地方債証券等の管理の委託を受けた者	
第七百九条第二項		社債管理者		地方債証券等の管理の委託を受けた者	
		社債権者		地方債証券等の債権者	

(募集の場合の振替口座の明示)

第三十六条 振替地方債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替地方債の振替を行うための口座(第四十条第二項において「振替口座」という。)を、法第五条の八において準用する会社法第六百七十七条第二項の書面に記載し、又は法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十九条前段若しくは後段の契約を締結する際に当該振替地方債を発行する地方公共団体に示さなければならない。

(書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等)

第三十七条 法第五条の八において準用する会社法第六百七十七条第三項に規定する事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による

事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（割当金額等の通知期日）

第三十八条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百七十八条第二項に規定する政令で定める期日は、第三十三条第十号の期日とする。

（地方債証券の記載事項）

第三十九条 法第五条の八において読み替えて準用する会社法第六百九十七条第一項第三号に規定する政令で定める事項は、地方債証券等の種類とする。

第四十条第一項中「交付の方法によつて振替地方債を起こす場合においては」を「その発行する振替地方債の交付をしようとするときは」に、「社債、株式等の振替に関する法律」を「社債等振替法」に、「告げなければ」を「示さなければ」に改める。

第四十一条から第四十五条までを削り、第四十六条を第四十一条とし、第四十七条から第五十二条までを五条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和九年四月一日から施行する。

（国有財産法施行令の一部改正）

第二条 国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五号口中「地方債証券原簿」を「地方債原簿」に改める。

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第三十三条第一項第十一号」を「土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十一条の二十二第四項」に改める。

一 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十六条第二項

二 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条第二項

三 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第八条の二第二項

四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条の二第二項

五 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第六条第一項

（消費税法施行令の一部改正）

第四条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項第一号中「第四十六条各号」を「第四十一条各号」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第五条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）」を「土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）」に改める。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正）

第六条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和三年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第四十六条第四号」を「第四十一条第四号」に改める。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、募集地方債証券等に関して定めなければならない事項等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。